

宇野・玉・日比中学校 再編準備委員会

第6回PTA部会 会議次第

日時：令和8年1月29日（木）全体会終了後～

場所：宇野中学校 3年B組教室

1 開 会

2 協 議

(1) 新PTA会則について

3 そ の 他

次回開催予定時期 令和8年3月下旬頃

4 閉 会

※配布資料

・資料1 PTA会則の見直し（案）

■ P T A会則の見直し結果

【修正前】

第〇章 会 員

第〇条 本会の会員は、在学の保護者、学校職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第〇章 役 員

第〇条 本会の役員は、若干名とする。

第〇条 役員を選出は、役員会において会員中より候補者を推薦（自薦を含む）し、総会の承認を得て選出する。

第〇条 役員のうち、以下の任務を行う者を置く。

- 1 学校との連絡を中心となって行う者
- 2 連合P T Aの担当
- 3 会計担当
- 4 会計監査担当

第〇条 役員の任期は、一年を原則とするが、再任は妨げない。

-----

第〇条 本会は、総会・役員会をもつ。

第〇条 総会は、毎年1回開く。臨時総会は、役員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1

以上の要求があった場合に開く。

第〇条 総会の決議は、出席者の過半数の同意（委任状含む）を必要とする。

第〇条 総会は、次のことを決める。

- 1 規約の決定及び改正に関すること。
- 2 役員決定に関すること。
- 3 本会の事業に関すること。
- 4 予算の決議、決算の承認に関すること。

【修正後】

第〇章 会 員

第〇条 本会の会員は、在学の保護者、学校職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

（会計や任意加入など複雑な協議となるため、次回以降で協議を行う）

第〇章 役 員

第〇条 本会の役員は、若干名とする。

第〇条 役員を選出は、役員会において会員中より候補者を推薦（自薦を含む。）し、総会の承認を得て選出する。

第〇条 役員のうちは、以下の任務を行う者を置く。

- 1 学校との連絡を中心となって行う者。
- 2 連合P T Aの事務を行う。
- 3 会計の事務を行う。
- 4 会計監査の事務を行う。

第〇条 役員の任期は、一年を原則とするが、再任は妨げない。

-----

★「第〇条 本会は、総会・役員会をもつ。」の条文以下については、項目「集会」の内容と重なるため、併せて協議を行う。

<p>5 その他重要な事項</p> <p>第〇条 役員会は、役員が必要と認めるとき招集する。</p> <p>第〇条 役員会は、次のことを決める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 役員を選出</li><li>2 総会から委任された事項</li><li>3 総会に提出する議案</li><li>4 その他重要な事項</li></ol>	
---	--

※赤色は修正前の箇所、 青色は修正(案)の箇所、 緑色は再協議（確認）箇所